



JASDAQ

平成 25 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ホロン
代表者名 代表取締役社長 新田 純
(JASDAQ・コード 7748)
問合せ先 取締役総務部長 菅野 明郎
電 話 04-2945-2951

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 8 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、単元株制度の採用を行います。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	33,405 株
今回の分割により増加する株式数	3,307,095 株
株式分割後の当社発行済株式総数	3,340,500 株
株式分割後の発行可能株式総数	10,200,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金）
基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月）
効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日（火）

※平成 25 年 9 月 26 日（木）をもって、取引所における当社株式の売買単元は 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 10 月 1 日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 株式の分割の割合に応じて、当社発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後
<p>【発行可能株式総数】 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>102,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>【発行可能株式総数】 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,200,000株</u>とする。</p> <p>【単元株式数】 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条文の繰り下げは、平成25年10月1日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u></p>

以 上